



# ふくしま

2016・No. 78

# くらしの情報



※この情報紙は、ご自由に複写してご利用ください。



## 知事ごあいさつ

近年、消費生活と経済社会との関わりが大きく変化し、消費者被害は多様化・深刻化しております。

このため、県では、県民の皆様が安全で安心して豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費生活の相談体制の充実や、平成26年12月に策定した「福島県消費者教育推進計画」に基づく消費者教育の推進、なりすまし詐欺防止啓発、悪質業者に対する指導・監督など様々な取組を行っております。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故後の取組として、放射性物質検査機器を配備し、県民の皆様が身近なところで、自家消費野菜等の検査ができる環境を整えるとともに、食と放射能に関する説明会やシンポジウムを開催しているところであります。

さらに、首都圏等の消費者を本県に招いて、生産・流通現場における本県の取組を紹介する首都圏等消費者交流事業や、本県の生産・加工・流通関係者自らが講師となって県外に出向いて放射性物質低減の取組や検査の状況等を説明・紹介する「ふくしまの今を語る人」県外派遣事業等を通じて、風評の払拭に資する取組も展開しているところであります。今後とも引き続き、消費者行政の充実・強化に努めてまいります。

福島県知事 内堀 雅雄

### ～なりすまし詐欺被害の認知状況～



平成27年のなりすまし詐欺被害の認知状況は、被害件数が163件、被害総額は4億5801万円でした（金額については概数）。

県内では「オレオレ詐欺」の被害が多く発生しています。

「家族で合言葉を決めておく」「お金を要求する電話は詐欺だと疑い警察や家族へ相談する」などの対策をたてておきましょう。

(単位：件、万円)

	平成27年		平成26年		比較増減	
	件数	被害金額	件数	被害金額	件数	被害金額
なりすまし詐欺	163	45,801	111	47,079	52	-1,278
オレオレ詐欺	91	22,389	38	15,874	53	6,515
架空請求詐欺	48	17,923	39	18,270	9	-347
その他(※)	24	5,489	34	12,935	-10	-7,446

※「その他」は、還付金詐欺、融資保証金詐欺、金融商品等取引、ギャンブル必勝情報提供等

**注意!!**

## 新生活のQ&A



### ～スマートフォン～

Q 4月から中学生になる子どもに、スマートフォンが欲しいとせがまれました。最初は反対だったのですが、よく考えてみると、これからは部活や塾などで忙しくなるので、連絡用に持たせてもいいような気がしてきました。

子どもにスマートフォンを持たせる場合、どのようなことに注意すればよいのでしょうか？

A 「何のために必要なのか」「どのように使うのか」を話し合うことが大切です。利用目的や利用場所、利用する時間帯など家庭のルールを作りましょう。

また、有害情報へのアクセスを制限する「フィルタリング」を活用し、出会い系やアダルトサイトなどを子どもが閲覧できないようにしましょう。

### ～引っ越しサービス～

Q 引っ越しをした後、荷物を確認してみると、家電製品や家具が傷ついていました。すぐに引っ越し業者に連絡しましたが、なかなか修理などの対応をしてもらえません。引っ越し業者に責任はないのでしょうか？

A 引っ越し業者は一般的に標準引越運送約款を使用しており、滅失・き損・遅延等についての業者の責任を明確化しています。速やかに賠償することとなっていますので、荷物の紛失や破損に気がついたときは、すぐに業者へ申し出ましょう。荷物を引き渡された日から3か月以内に連絡をしないと業者の責任は消滅しますので、注意してください。



### ～賃貸アパート契約～

Q 2年間の契約でアパートを契約しました。大家さんから「更新しますか？」と聞かれたため「更新します」と答えたところ、契約更新料を請求されました。更新料は支払わなければならないのでしょうか？

A 契約時に説明がなく、契約書面に更新料の定めが明記されていない場合は支払う必要はありません。まずは、契約書を確認しましょう。

賃貸住宅を契約する前には、契約書や重要事項説明書をよく読み、わからない部分はよく確認しておくことが大切です。退去時の取り扱いに関して納得できない条項が入っていないか等も確かめておきましょう。

また、特約については、トラブルの原因となることが多いので注意しましょう。



**福島県消費生活センター（消費生活課）024-521-0999**




【相談受付時間】月～金曜日 午前9時～午後6時30分

（祝日・12/29～1/3を除く）

## 出前講座(講師派遣)のご案内



無料で講師を派遣しております。講師派遣のご希望があれば、お気軽にご連絡ください。

テーマ	派遣先(対象)	お問い合わせ先	備考
一般向け:日本の財政を考えよう、多重債務に陥らないために 高齢者向け:なりすまし詐欺防止 児童・生徒向け:マネークイズ、 お金のトラブル防止 など	老人会(高齢者・ 生涯学級)、学校 (小学校～大学)、 企業・団体 など	東北財務局 福島財務事務所総務課 024-535-0301	・人数不問 ・研修会・座談会等オーダーメイド対応可 
消費者トラブル、生活設計、税金、金融・経済、金銭教育、相続・法律関係 など 	公民館や婦人会 など地域の各種 講座・学習会、幼稚園、学校(小学校～大学) など	福島県金融広報委員会 (日本銀行福島支店総務課内) 024-521-6355	・休日、夜間の派遣も可 ・原則 10 名以上 ・希望日の 1 ヶ月前までに要連絡
消費者教育(悪質商法・多重債務)、相続と遺言、成年後見制度、契約の基礎、法教育 など	高校生、社会人、 高齢者 など	福島県司法書士会 024-534-7502	・原則として平日午後 ・テーマは希望に対応可 ・副読本、教材用DVD提供可
悪質商法、なりすまし詐欺、インターネット・トラブル など	公民館、老人会、 民生児童委員協議会、学校(小学校～大学) など	福島県消費生活課 024-521-7736	・最寄駅まで送迎を依頼する場合あり ・希望日の 1 ヶ月前までに要連絡
消費者教育(契約に関する基礎知識、借入・悪質商法、インターネット・SNSのトラブル など)	学校(大学、高等学校 など)	福島県弁護士会 024-534-2334	・学年単位、クラス単位など ・100 分以内 ・その他応相談
高校生・若者のための消費者講座(スマートフォン・インターネットのトラブル、お金の大切さ、カードの使い方)	高校生・専門学校	福島県労働福祉協議会 024-521-5464	・学年単位、クラス単位など 

### お知らせ

福島県のホームページでは「なりすまし詐欺被害防止電子紙しばい」など、“楽しく学べる”情報を掲載しています。

【福島県消費者教育】で検索してください！！



QRコードから  
消費者教育専用  
ページへ！！



### 消費者ホットライン188

“188”に電話すると、地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を案内してくれます。

困ったときは1人で悩まず  
御相談ください。

## 自家消費野菜等の放射能検査について

県消費生活センターや各市町村では、自家消費野菜等の放射能検査を実施しています。

詳しくは、各市町村役場 担当課へお問い合わせください。  
県消費生活センターにおける問い合わせ窓口は下記のとおりです。

【申込み・問い合わせ先】 電話予約制

県消費生活センター 受付専用電話 024-521-8397  
〒960-8043 福島市中町8-2（自治会館）1階  
※受付時間 月曜～金曜 午前9時～午後5時  
（祝日・12/29～1/3を除く）



- ・県消費生活センターでは、非破壊式測定器による食品等の放射能検査を実施しています。  
※従来の機器での測定も可能ですが、非破壊式測定器では細かく切り刻む手間がなく、検査した食品を料理に使うことが可能です。
- ・検査対象品目は、「自家消費野菜」「山菜・キノコ」「飲用井戸水等」「自家消費野菜等の栽培土壌」です。
- ・販売を目的とする食品、流通している食品は対象外です。
- ・検査は1回につき2食品までです。  
また、検査は無料です。

～詳しくは、上記の受付専用電話にお問い合わせください～

野生の山菜等については、基準値超の放射性物質が検出される場合がありますので、必ず放射能を検査し、安全を確認してから食べましょう。

福島県消費生活センター又は各市町村の公民館等に設置された検査所で検査が可能です。

詳細は福島県消費生活センター又は市町村担当窓口へご連絡ください。



## 消費生活無料相談・生活再建等相談

借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、

【弁護士・司法書士による法律相談】

【ファイナンシャルプランナー（FP）による生活再建等相談】を定期的実施しています。相談の日時や方法など、詳しくは、下記までお問い合わせください。

【相談場所】

県消費生活センター 福島市中町8番2号（自治会館1階）  
県中地方振興局 郡山市虎丸町7番7号（郡山市労働福祉会館）  
県南地方振興局 白河市昭和町269番地（県白河合同庁舎）  
会津地方振興局 会津若松市追手町7番5号（県会津若松合同庁舎）

【問い合わせ】

県消費生活センター（相談専用電話） 024-521-0999